

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	水銀排出施設に係る排出基準義務の創設
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局大気環境課長 是澤裕二 電話番号: 03-5521-8292 E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施時期	平成27年2月18日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	水銀に関する水俣条約(仮称)(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施の確保を図るため、排出基準を遵守させる。
内容	水銀排出者は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないこととする。
関連条項	第18条の23、第18条の26、第18条の28、第18条の29及び第18条の30
必要性	条約の締約国は条約第8条第4項により新規の排出源に関し、利用可能な最良の技術又は利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値の使用を、同条第5項により既存の発生源に関し、排出限度値の使用等の措置の実施をそれぞれ義務付けられていることから、これらの条項を担保するため、水銀排出施設に係る排出基準の遵守を義務付けることが必要である。
費用	
遵守費用	基準を遵守するために、水銀排出施設の構造等を変更するための費用が発生する。
行政費用	新たな負担は発生しない
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	水銀排出施設に基準の遵守を義務付けることにより、条約第8条第4項及び第5項を担保し、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。

想定される代替案		
代替案①	水銀に係る抑制基準を設け、行政指導によりその遵守を図る。	
	費用	
	遵守費用	抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。
	行政費用	行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	
便益	代替案のみでは、抑制基準の遵守が任意であることから、確実な遵守を担保することができない。	
	費用	
	遵守費用	

代替案②	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状に比べ改正案、代替案とも構造等を変更するための費用が発生する。  
 行政費用については、現状に比べ代替案の場合、行政指導に要する費用が発生する。  
 便益:改正案は、代替案に比べ、遵守義務の設定により条約第8条第4項及び第5項が担保することができ、また、別に述べる改善命令等の基準を遵守させる措置により、条約に定める大気排出規制の的確かつ円滑な実施が確保できる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施の確保が図られ、かつ水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されることが考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について(答申)(平成27年1月中央環境審議会答申)(抄)

(a)規制手法  
 水俣条約第8条第4項は、新規の発生源(水銀大気排出量が実質的に増加する改修を含む。)に対し「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行」の利用を義務付けることを締約国に求めつつ、「利用可能な最良の技術の適用に適合する」排出限度値による規制とすることも認めている。  
 我が国における規制の手法としては、事業者において最新の技術に応じて効果的な排出抑制の手法が選択されやすいような枠組みとすることが望ましい。  
 この点、排出口における濃度による排出限度値規制は、構造・設備規制と比較すると、濃度基準に適合するために事業者が講じる対策として、水銀を除去する設備の種類・構造や、運転管理方法の改善等について事業者が自ら判断してその事業活動に応じ最適な組合せを選択することができる。また、技術開発の都度その構造・設備を基準として評価・審査する煩雑さがなく、事業者及び行政の双方にとって効率的である。  
 さらに、濃度による排出限度値規制は、排出量による排出限度値規制と比較しても、活動量等の要素に影響されることが無く排出抑制の技術水準に対応した基準値を設定し得る点で、「利用可能な最良の技術」を規制対象施設に適用させる手法として適当である。

(2)既存施設に係る規制手法  
 水俣条約第8条第5項は、締約国に対し、既存の発生源に関して、3(4)に掲げる5つの措置のうち一又は二以上の措置を実施することを求めており、新規の発生源とは異なる規定で措置することも認められている。  
 しかし、既存施設については、ばい煙排出規制、VOC排出規制等の従来の大防法における既存施設の取扱いとの整合性をとる観点から、新規施設と同一の制度で措置することが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考